

健康保険法施設基準等届出状況

南長野医療センター篠ノ井総合病院
令和7年6月1日現在

- I 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について
当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。
- II D P C対象病院について
当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価出来高評価を組み合わせる「D P C対象病院」となっております。
※医療機関係数 1.5438 （基礎係数 1.0451＋機能評価係数Ⅰ0.3805＋機能評価係数Ⅱ 0.0950+救急補正係数0.0232）
- III 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について
当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。
医薬品の供給が不足した場合には、医薬品の処方等の変更に関して適切に対応する体制を整えています。
医薬品の供給不足により、投与する薬剤が変更になる可能性があります。その際にはご説明をさせていただきます。
ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤部にお尋ねください。
- IV 明細書発行体制について
医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。また、公費負担医療の受給で自己負担のない方についても明細書を発行しております。
明細書には、使用薬剤名称や検査名称等が記載されるものです。ご家族の方が代理で会計を行う場合、その点をご理解いただき、代理の方への発行を含め明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。
- V 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について
同じ症状により通算のご入院が180日を超えますと超えた日からの入院が選定対象となり、当院における金額は1日につき2,390円（税込み）が選定療養費として患者様の負担となります。
- VI ニコチン依存症管理料に係る院内掲示
当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来（予約制）を行っています。また、当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっております。
- VII コンタクトレンズにかかる費用について
初診料は291点、再診料は76点、コンタクトレンズ検査料は200点です。
初回は初診料、2回目以降は再診料になります。上記診療点数はコンタクトレンズの処方または経過観察のみ当てはまるもので、厚生労働省が定めた保険点数です。
※厚生労働省が定める疾患等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。
- VIII 入院時食事療養Ⅰについて
当院管理栄養士又は栄養士により、年齢・病状等によって適切な栄養補給量及び内容の食事療養を行っており、適時（朝食は7時、昼食は12時、夕食は18時）、適温で提供しています。
また、予め定められた日に食事を選択できる「選択メニュー」を行っております。
- IX 外来腫瘍化学療法診療料について
当院では、外来における安心・安全な化学療法の実施を推進する観点から、本診療料を算定している患者さんからの電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制（外来腫瘍化学療法診療料のみ）を設け、救急に対する取組み、医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取組み、に取り組んでおります。
時の院内運用マニュアルに沿って対応行っており、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性についても委員会で評価、承認をしております。
- X 医療DX推進体制整備加算について
当院では、医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行っております。
1. オンラインによる保険請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室、処置室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
4. 電子処方箋を発行する体制を導入予定としております。
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を導入予定としております。
6. マイナンバーカードの保険証利用に関して、お声がけ及び院内掲示を行っております。
- XI その他
当院では、入院患者の病状の急変の兆候を捉えて対応する体制、院内迅速対応チーム（RRT）を設置し対応しております。

当院では、二次救急医療機関における休日・夜間・深夜における救急医療の確保のための診療を行っております。

当院では、地域医療支援病院、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組として外来縮小の取組み、医師の負担軽減に対する取組み、看護職員の負担軽減に関する取組み、医師と医療関係職種における役割分担に対する取組み、医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取組み、に取り組んでおります。

当院では、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院の支援を実施しております。